

糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会設置要綱

令和2年7月30日
教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 9年間の義務教育を見据えて、系統的な学習指導・生徒指導を行い、次代を担う子どもたちの人材育成に資することを目的とし、小中学校間のスムーズな連携・接続を図った教育課程の編成及び施設・設備等の教育環境に関する事項の提言を行うために、高嶺小中一貫教育校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の事項とする。

- (1)高嶺小中一貫教育の基本方針に関すること。
- (2)高嶺小中一貫教育の教育課程に関すること。
- (3)高嶺小中一貫教育の指導体制に関すること。
- (4)高嶺小中一貫教育校の施設・設備等に関すること。
- (5)高嶺小中一貫教育校の愛称・校章・校歌・制服等に関すること。
- (6)その他高嶺小中一貫教育に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験者
- (2)学校関係者
- (3)地域代表者
- (4)保護者代表者
- (5)その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に事故あるとき、又は欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する会員で組織する。
 - 3 部会は、部会長及び副部会長各1名を置く。
 - 4 部会の運営に関しては、第4条から第6条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」とし、「委員」とあるのは「部会員」とし、「委員長」とあるのは「部会長」とし、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

- 第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、糸満市教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

- 第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年7月30日から施行する。